

報道関係者 各位

令和6年10月31日

【照会先】

労働基準部 監督課

課 長 野村 謙治

主任監察監督官 川崎 欣之

(代表)092 (411) 4862

(直通)092 (411) 4521

## 「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」を 労働基準監督署に設置します

近年の働き方の多様化とともにフリーランスと呼ばれる業務委託を受ける事業者の就業環境等が注目されています。

こうしたフリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、労働基準関係法令に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されているところです。

また、令和6年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）も施行されます。

これらのことから、福岡労働局では、フリーランスからの労働基準法等の違反に関する相談窓口を県内の労働基準監督署に設置します。

※ フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する相談先は、内容が就業環境の整備に関するものは福岡労働局雇用環境・均等部、内容が取引の適正化に関するものは公正取引委員会または中小企業庁になります。

### 【取組概要】

#### ■ 労働者性に疑義がある方からの労働基準法等違反に関する相談窓口を設置します

（受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ））

請負契約や委任契約といった契約形式にとらわれることなく、働く方々からの相談に丁寧に対応します。また、労働者に該当するかどうかの判断基準の説明や、「働き方の自己診断チェックリスト」を用いたチェックなども行います。（別添参照）

#### ■ 労働基準監督署において労働者に当たるかどうかの判断を行います

労働者性の判断基準について理解を促すため、新たに、厚生労働省において労働者性判断に係る近時の代表的な裁判例を取りまとめた参考資料集<sup>(※1)</sup>を作成しました。

労働基準監督署では、これらの資料も活用しつつ、相談内容から労働基準法等違反が疑われ、申告<sup>(※2)</sup>として調査した場合には、原則、相談者の方が労働者に当たるかどうかの判断を行います。

(※1) <https://www.mhlw.go.jp/content/001319389.pdf>

(※2) 労働基準法等に基づき、法違反の事実を労働基準監督署に申し立てることをいいます。

